

問題集
憲法

01

本書の使い方

本書は、過去の本試験問題をテキストに出てくる順に掲載してありますので、テキストを前から読みながら、問題演習することができます。

章がまたがる問題については、原則として、後ろの章に掲載しました。
すべての問題について、

難易度を表示しました。

- A…… やさしい問題でとりこぼしのできない問題
- B…… ややむずかしいがとらなければならない問題
- C…… かなりむずかしいが50%ぐらいの確率で解ける問題
- D…… 超難問で誰も解けないので演習不要の問題

解答時間の目安を表示しました。

出題年次を明示しました。

Q8-1

難易度 **A** 時間の目安 **1分00秒** 出題 **H13-1**

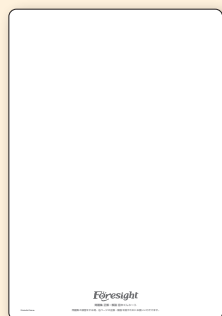
「法律なければ刑罰なし」という法的格言の今日的意味を表す記述として、正しいものはどれか。

この問題は、やさしい問題で、解答時間の目安は1分、平成13年に実施された、第1問であることを示します。

正解は、解答解説ページの下側に配置し、文字の濃度を薄くして、演習中に見えにくいようにしました。

正解 A8-1 3

解答解説ページを見ないようにするためには、受講ガイドにはさんであります「目隠しシート」をお使いください。



問題演習の取り組み方

問題演習はあくまでも実力アップのために取り組むものです。単に答えがあっているかどうかだけでなく、答えを導くまでの過程が大切です。ですから、以下のように実践してみてください。

- ① フォーサイト演習ノートをご活用ください。「5肢択一用」「記述式用」それぞれを用意しています。このノートに、1つの選択肢ごとにそれぞれ理由を書きながら解いてください。時間がかかりますが、確実に実力がアップします。特に誤りだと思った選択肢については、ただ漠然と誤りだと判断するのではなく、「どの部分が誤りで、そこをどのように訂正すると正しい内容になるのか」を書き出すようにしましょう。
- ② 問題集は何回も繰り返し学習するため絶対にボールペン等で書き込みをしないようにしてください。また、鉛筆を使用する場合でも強く書くと跡が残りますので、注意しましょう。
- ③ 最初のうちは時間がかかると思いますが、徐々に解くスピードが早くなりますので、時間を気にしないようにしてください。
- ④ 終了後、解説を確認して答え合わせをしてください。この際、以下のことを守ってください。
 - 重要だと思うことはテキストの余白に書き込んでください。
 - 答えあわせにおいて重要なことは答えが正しいかどうかではなく、自分の考えたプロセスが正しいかどうかです。自分のノートと解説をよく見比べてください。
 - 答えあわせの後、次回演習の目安とするため問題に○・△・×のいずれかを記入してください。

- ……正解し、理解しているので再学習不要
- △……正解だが考え方が不安なので再度学習
- ×……不正解、理解していない

1 ~~X~~ 10月1日 Time 2分45秒 2 ~~△~~ 10月2日 Time 2分10秒 3 ~~O~~ 10月4日 Time 1分30秒 4 月 日 Time 分 秒 5 月 日 Time 分 秒

以上の方法により、過去問を3回以上繰り返してください。なお、2回目以降は前述の△・×の記載のある問題を中心に演習しましょう。

なお、**捨** という印が解説にある場合は、受験対策上、学習不要です。

最後に、受講生から、よく「私は同じ問題を何度も同じ箇所間違えるのですが」と相談を受けます。人間誰しも同じ過ちを繰り返すものです。間違えた問題には正確に内容を理解できるまで何度も挑戦してみてください。

Q1-1

難易度 A

時間の目安 2分00秒

出題 H13-3

日本国憲法の前文は、「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」と述べて、恐怖から免かれる権利、欠乏から免かれる権利、そして、平和のうちに生存する権利の3種類の権利を宣言している。これをうけて、憲法第3章は、国民の権利と義務を具体的に定めているが、次の条項に掲げる憲法上の諸権利の中に、「欠乏から免かれる権利」に対応するものは、いくつあるか。

第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

第23条 学問の自由は、これを保障する。

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

1) 一つ 2) 二つ 3) 三つ 4) 四つ 5) 五つ

A1-1

1	月 日	2	月 日	3	月 日	4	月 日	5	月 日
	Time 分 秒		Time 分 秒		Time 分 秒		Time 分 秒		Time 分 秒

憲法前文では、恐怖から免かれる権利、欠乏から免かれる権利、そして、平和のうちに生存する権利の3種類の権利を宣言していますが、恐怖から免かれる権利は「自由権」、欠乏から免かれる権利は「生存権」、平和のうちに生存する権利は「**平和的生存権**」に対応しているものと理解されています。そして、生存権を規定するのは25条です。よって、「欠乏から免かれる権利」に対応するのは25条であるといえます。

なお、自由権に関する21条（表現の自由）、22条（職業選択の自由）、23条（学問の自由）や、法の下での平等に関する24条（両性の平等）は、「欠乏から免かれる権利」に対応しているとはいえません。

以上から、正解は1となります。

テキスト P22

Q2-1

難易度 A

時間の目安 2分00秒

出題 H18-4

A2-1

1	月 日	2	月 日	3	月 日	4	月 日	5	月 日
	Time 分 秒		Time 分 秒		Time 分 秒		Time 分 秒		Time 分 秒

次のア～オの記述のうち、憲法上、天皇の国事行為として認められていないものはいくつあるか。

- ア 内閣総理大臣の指名
- イ 憲法改正、法律、政令及び条約の裁可
- ウ 国務大臣の任免
- エ 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権の決定
- オ 衆議院の解散

- 1) 一つ 2) 二つ 3) 三つ 4) 四つ 5) 五つ

憲法上、**天皇の国事行為**としては、6条と7条が列挙しています。

〈憲法 6条〉

- 1項 天皇は、国会の指名に基いて、内閣総理大臣を任命する。
- 2項 天皇は、内閣の指名に基いて、最高裁判所の長たる裁判官を任命する。

〈憲法 7条〉

天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために、左の国事に関する行為を行ふ。

- 一 憲法改正、法律、政令及び条約を公布すること。
- 二 国会を召集すること。
- 三 衆議院を解散すること。
- 四 国会議員の総選挙の施行を公示すること。
- 五 国務大臣及び法律の定めるその他の官吏の任免並びに全権委任状及び大使及び公使の信任状を認証すること。
- 六 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を認証すること。
- 七 栄典を授与すること。
- 八 批准書及び法律の定めるその他の外交文書を認証すること。
- 九 外国の大使及び公使を接受すること。
- 十 儀式を行ふこと。

上記に照らすと、

- ア 天皇は、国会の指名に基づいて、内閣総理大臣を「指名」ではなく、「**任命**」します（憲法6条1項）。
- イ 天皇は、内閣の助言と承認により、憲法改正、法律、政令及び条約を「裁可」ではなく、「**公布**」します（憲法7条1号）。
- ウ 天皇は、内閣の助言と承認により、国務大臣を直接「任免」するのではなく、任免を「**認証**」します（憲法7条5号）。
- エ 天皇は、内閣の助言と承認により、大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を「決定」ではなく、「**認証**」します（憲法7条6号）。
- オ 天皇は、内閣の助言と承認により、**衆議院を解散**します（憲法7条3号）。本肢は条文に照らして正しい内容です。

以上から、国事行為として認められていないものは、ア、イ、ウ、エの四つですから肢4が正解になります。

テキスト P29

Q3-1

難易度

A

時間の目安

2分00秒

出題

H27-5

A3-1

1

月 日
Time 分 秒

2

月 日
Time 分 秒

3

月 日
Time 分 秒

4

月 日
Time 分 秒

5

月 日
Time 分 秒

次の文章は、自衛隊基地建設のために必要な土地の売買契約を含む土地取得行為と憲法9条の関係を論じた、ある最高裁判所判決の一部である（原文を一部修正した。）。ア～オの本来の論理的な順序に即した並び順として、正しいものはどれか。

- ア 憲法9条の宣明する国際平和主義、戦争の放棄、戦力の不保持などの国家の統治活動に対する規範は、私法的な価値秩序とは本来関係のない優れて公法的な性格を有する規範である。
- イ 私法的な価値秩序において、憲法9条の宣明する国際平和主義、戦争の放棄、戦力の不保持などの国家の統治活動に対する規範が、そのままの内容で民法90条にいう「公ノ秩序」の内容を形成し、それに反する私法上の行為の効力を一律に否定する法的作用を営むということはない。
- ウ 憲法9条の宣明する国際平和主義、戦争の放棄、戦力の不保持などの国家の統治活動に対する規範は、私法的な価値秩序のもとで確立された私的自治の原則、契約における信義則、取引の安全等の私法上の規範によつて相対化され、民法90条にいう「公ノ秩序」の内容の一部を形成する。
- エ 憲法9条の宣明する国際平和主義、戦争の放棄、戦力の不保持などの国家の統治活動に対する規範にかかわる私法上の行為については、私法的な価値秩序のもとにおいて、社会的に許容されない反社会的な行為であるとの認識が、社会の一般的な観念として確立しているか否かが、私法上の行為の効力の有無を判断する基準になるものというべきである。
- オ 憲法9条は、人権規定と同様、国の基本的な法秩序を宣示した規定であるから、憲法より下位の法形式によるすべての法規の解釈適用に当たつて、その指導原理となりうるものであることはいうまでもない。

- 1 ア イ ウ エ オ
2 イ ウ エ オ ア
3 ウ エ オ ア イ
4 エ オ ア イ ウ
5 オ ア イ ウ エ

本問では、**百里基地訴訟**（最判平元 .6.20）が題材として出題されています。

問題を解く上では、まずは問題文にあるヒントを読み落とさないように気を付けましょう。すなわち「自衛隊基地建設のために必要な土地の売買契約を含む土地取得行為と憲法9条の関係」についての文章であることが提示されていますので、このことを頭に入れておきます。

次に、選択肢1から5の内容を確認します。すると、出だしの文章がアからオまで、全部バラバラで重複することはありません。この意味で、出だしの文章についてはすべての文章が候補になり得ます。したがって、残念ながら、選択肢の並び順からは正解肢の候補を絞ることができません。

そこで、まずは各肢を一読します。そうすると、イウエについては、「私法上の行為」、「民法90条」というキーワードが文中にあることが分かります。

次に、このイウエの論理的な順序を検討します。

まず、イの内容ですが、その文意をまとめると「私法的な価値秩序において、憲法9条の規範が、そのままの内容で民法90条にいう「公ノ秩序」の内容を形成し、それに反する私法上の行為の効力を一律に否定する法的作用を営むということはない。」と述べています。

次に、ウですが、その文意をまとめると「憲法9条の規範は、私法上の規範によつて相対化され、民法90条にいう「公ノ秩序」の内容の一部を形成する。」と述べています。

さらに、エですが、その文意をまとめると「憲法9条の規範にかかわる私法上の行為については、それに関する認識が、社会の一般的な観念として確立しているか否かが、私法上の行為の効力の有無を判断する基準になる」と述べています。

つまり、イでは、**憲法9条は、私法上、直接、そのまま民法90条の内容となることはない**、と述べ、次にウで、憲法9条は、私法上、相対化されて民法90条の内容となるということ述べています。最後に、エでは、その相対化の内容として「社会の一般的な観念として確立しているか否か」という基準を定立する、という流れになります。

したがって、論理的な流れは、そのままイウエという順番になります。

あとは、このイウエと並んでいる肢を検討すると、1、2、5となります。

そこで、アとオの記述内容を検討すると、アは憲法9条が「私法的な価値秩序とは本来関係のない優れて公法的な性格」と述べ、オでは、「憲法より下位の法形式によるすべての法規の解釈適用に当たつて、その指導原理となりうる」と述べています。

つまり、**憲法9条は、本来は、私法上の効力を有しないが、民法上の土地取引契約における指導原理として働くことはできる**、ということをつなぐ二つの肢は述べています。

そうしますと、イウエの述べている憲法9条と民法90条の関係に関する記述とは、アオは前提部分、イウエは論理展開部分という位置関係になると考えられます。

そこで、アオがイウエよりも前に来ている肢を検討すると、肢5が該当します。

最後に、肢5の順番通りに各肢をつなげて読んでみると、きちんと文意が通りますので、肢5が正解肢だと分かります。

テキスト P34